

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令・新旧対照表 目次

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第二条関係）	16
地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（第三条関係）	21
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第四条関係）	29
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第五条関係）	32
災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第六条関係）	34
大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（第六条関係）	36
文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第七条関係）	38
市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第八条関係）	42
地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（附則第二項関係）	47
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）（附則第三項関係）	66

改正案	現行
<p>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）</p> <p>第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 普通地方公共団体の長 六</p> <p>ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長</p>	<p>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）</p> <p>第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 普通地方公共団体の長 六</p> <p>ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長</p>

- 、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四
- ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二
- ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。）

二 (略)

2
4
(略)

- 、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四
- ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二
- ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。）

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- イ 警視総監又は道府県警察本部長 二
- ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一
- ニ 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額
- 二 地方警務官 地方警務官の基準給与年額

附 則

第四条 削除

- 3 地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。
- 一 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額
- 二 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠
- 三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額
- 4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附 則

第四条 地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第三百七十九号）の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき特別区について同令の施行の際現に争論があり、同令による改正前の第二百九条第一項後段の規定による処分がなされていらないものは、これを公有水面とみなして第二百九条の六第二項の規定を適用することができる。

(削る)

第七條の二 市町村が、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要した費用に対して国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十條の規定に基づき国が負担する額及び同法第七十二條の規定に基づき国が調整交付金として交付する額について平成十四年五月三十一日までの間に調定したときは、当該調定に係る収入は、第四百四十二條第一項第三号の規定にかかわらず、平成十三年度の歳入に組み入れるものとする。

(削る)

第七條の三 平成十三年三月三十一日までの間における第四百六條、第四百四條、第一百七條、第二十條、第二百十三條の五第一項、第二百四條の四、第二百五條の四及び第二百五條の六の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第四百六條の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六條」とあるのは、「、第四百四十六條並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十條第一項」と、同條の表中

第百八條第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者が普通地方公共団体の議会である場合においては当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては
---------	---------------------------------	---

		当該解散請求代表者の氏名
第九十条第一項 附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項	公職の候補者 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者	設置者が普通地方公共団体の議会である場合において、当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては、当該解散請求代表者の氏名
第九十条第一項 附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項	公職の候補者 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者	設置者が普通地方公共団体の議会である場合において、当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては、当該解散請求代表者の氏名

とあるのは

	<p>及び地方公営 企業労働関係 法（昭和二十 七年法律第二 百八十九号） 附則第五項に 規定する単純 な労務に雇用 される一般職 に属する地方 公務員</p>	
<p>とあるのは</p>	<p>設置者が公職 の候補者であ る場合におい ては当該公職 の候補者の氏 名</p>	<p>設置者の氏名</p>
<p>第百八条第一項</p>	<p>設置者が公職</p>	<p>設置者の氏名</p>

二 第百四十四条の規定の適用については、同条中「並びに第百四十六条」とあるのは「、第百四十六条並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

とする。

	附則第二項の規 定により読み替 えて適用する第 九十条第一項
の候補者であ る場合におい ては当該公職 の候補者の氏 名	公職の候補者
普通地方公共団 体の議会の議員 の解職請求代表 者	地方公務員法（ 昭和二十五年法 律第二百六十一 号）附則第二十 一項の規定によ り特別職とされ る職にある者
地方公務員法 （昭和二十五 年法律第二百 六十一号）附 則第二十一項 の規定により 特別職とされ る職にある者 及び地方公営 企業労働関係 法（昭和二十 七年法律第二 百八十九号） 附則第五項に 規定する単純 な労務に雇用 される一般職 に属する地方 公務員	

とする。

三 第百四十七条の規定の適用については、同条中「並びに第百四十六条」とあるのは、「、第百四十六条並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

とあるのは

第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名
第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名
附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項	公職の候補者	普通地方公共団体の長の解職請求代表者
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定によ	

	<p>の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	<p>り特別職とされる職にある者</p>
<p>四 第二百二十条の規定の適用については、同条中「第九条の二、第一百一十一条乃至第一百五十五条及び第一百六条の二乃至」とあるのは、「第六十六条（附則第七条の三第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七十七条乃至第九条の二、第一百一十一条乃至第一百四十四条（附則第七条の三第二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百五十五条、第一百六条の二、第一百七十七条（附則第七条の三第三号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び」とする。</p>		
<p>五</p>	<p>第二百十三条の五第一項の規定の適用については、同項中「並びに第四百四十六条第二項」とあるのは、「第四百四十六条第二項並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同項の表中</p>	
<p>第百八条第一項</p>	<p>設置者が公職</p>	<p>設置者が広域連</p>

<p>附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項</p>	<p>第百八条第一項</p>	<p>とあるのは</p>	
<p>地方公務員法（昭和二十五年法</p>	<p>公職の候補者</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>の候補者である場合には当該公職の候補者の氏名</p>
<p>地方公務員法）昭和二十五年法</p>	<p>の解散請求代表者</p>	<p>設置者が広域連合の議会である場合においては当該広域連合の議会、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名</p>	<p>合の議会である場合には当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名</p>

第百八条第一項	設置者が公職の候補者であ	設置者の氏名	とする。	年法律第二百六十一号)附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員	律第二百六十一号)附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者
				六 第二百四十四条の四の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六条第二項」とあるのは、「第四百四十六条第二項並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中	

	<p>附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	
<p>七 第二百十五條の四の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六條第二項」とあるのは、「第四百四十六條第二項並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十條第一項」と、同條の表中</p>		
<p>第百八條第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者の氏名</p>
<p>とあるのは</p>		
<p>第百八條第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者の氏名</p>
<p>附則第二項の規定により読み替</p>	<p>公職の候補者</p>	<p>広域連合の長の解職請求代表者</p>

えて適用する第九十条第一項

	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者</p>
--	--	---

八 としてする。

第二百十五條の六の規定の適用については、同条中「第二百十三條の七まで、第二百十四條の三から第二百十四條の五まで及び第二百五條の三から第二百五條の五まで」とあるのは、「第二百十三條の五（附則第七條の三第五号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）まで、第二百十三條の六、第二百十三條の七、第二百十四條の三、第二百十四條の四（附則第七條の三第六号の規定により読み替えて適用する場合

第七條の二
(略)

合を含む。)、第二百十四條の五、第二百十五條の三、第二百十五條の四(附則第七條の三第七號の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、及び第二百十五條の五」とする。

第七條の四 当分の間、普通交付金の交付に係る第二百十條の十二第一項の規定の適用については、同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法(昭和三十五年法律第五號)附則第十六條第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、「利子割交付金にあつては同條第一項」とあるのは「同法附則第七條の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四條第一項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第七條の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四條第一項」と、「同條第三項及び第七條の三第二項」とする。

○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二十一条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</p> <p>三 地方公務員法 第二十六條の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項若しくは第十八條第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三條第一項若しくは第二項、第四條若しくは第五條の規定により任期を定めて採用された者</p> <p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第三条 法第二十三條第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師</p> <p>（附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二條第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第一項</p>	<p>（法第二十一条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者 （新設）</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第二十六條の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項若しくは第十八條第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三條第一項若しくは第二項、第四條若しくは第五條の規定により任期を定めて採用された者</p> <p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第三条 法第二十三條第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第七條各号及び附則第三項において同じ。）（附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二條第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第一項</p>

に規定する国立大学法人の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を含む。同号において同じ。）又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。同号において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該中核市の教育委員会、市（中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第二号及び第五号において同じ。）が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項に規定する初任者研修を実施する必要があると認めるもの

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

に規定する国立大学法人の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を含む。附則第二項第二号において同じ。）又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。附則第二項第二号において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該中核市の教育委員会、市（中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第二号及び第四号において同じ。）が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要があると認めるもの

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 會計年度任用職員

五 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の使用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

（中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者）

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 他の任命権者が実施する法第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

三 會計年度任用職員

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

五 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該

四（新設）

地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の使用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

（中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者）

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 他の任命権者が実施する法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

三（新設）

地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該

者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

(大学院修学休業をすることができない者)
第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 指導改善研修を命ぜられている者
- 二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日(以下この号において「休業期間満了日」という。)の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日(地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。第四号において同じ。)が到来する者

三 会計年度任用職員

四 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者

五 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項(これらの規定を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者

附 則

(法附則第五条第一項の政令で定める者)

2 法附則第五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時的に任用された者
- 二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第五条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県教育委員会若

者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

(大学院修学休業をすることができない者)
第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 指導改善研修を命ぜられている者
- 二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日(以下この号において「休業期間満了日」という。)の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日(地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。次号において同じ。)が到来する者

(新設)

三 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者

四 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者

附 則

(法附則第五条第一項の政令で定める者)

2 法附則第五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時的に任用された者
- 二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第五条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県教育委員会若

しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要があると認めるもの

三 会計年度任用職員

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

3 (幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

3 第四条第二号及び第五号の規定の適用については、当分の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外都市間の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚園の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等についても園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要があると認めるもの

三 (新設)

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

3 (幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

3 第四条第二号及び第四号の規定の適用については、当分の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外都市間の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚園の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等についても園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十条第三項	第二十条第一項	第十七条第二項	第十七条第二項	第十七条第二項
人事委員会	人事委員会は	人事委員会を置く地方公共団体における採用試験	人事委員会（人事委員を置かない地方公共団体）	人事委員会を置かない地方公共団体
任命権者の属する地方公共団体の人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は	採用試験	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会（任命権者の属する地方公共団体に人事委員会を置かれていない場合）	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会が置かれていない場合

地方公共団体の	第二十条の 三第四 項	人事委員会を置かない 地方公共団体の	第三項	第二十条の 三第二 項及び	人事委員会	人事委員会の	人事委員会規則	人事委員会を置く地方 公共団体	地方公共団体の	体	に人事委員会を置 かれていない場合
										任命権者の属する地 方公共団体の人事委 員会が置かれてい ない場合	

(新設)	第二十条の 五項	人事委員会を置かない 地方公共団体の	第三項及び 第四項	第二十条の 三第二 項及び	人事委員会	人事委員会の	人事委員会規則	人事委員会を置く地方 公共団体	地方公共団体の	任	命権者の属する地 方公共団体の人事委 員会が置かれてい る場合
										任命権者の属する地 方公共団体の人事委 員会が置かれてい ない場合	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	方公共団体の

第三十 九条第 二項	第二十 六条	第二十 三条の 四	第二十 三条の 三	第二十 三条の 二	第二十 三条の 一	第二十 三条の 一	第二十 三条の 一	第二十 三条の 一
任命権者	地方公共団体の議会及び 長	任命権者	任命権者	任命権者が地方公共団 の長及び議会の議長以 外の者であるとき	任命権者が地方公共団 の長及び議会の議長以 外の者であるとき	任命権者が地方公共団 の長及び議会の議長以 外の者であるとき	任命権者が地方公共団 の長及び議会の議長以 外の者であるとき	任命権者
任命権者（地方自治 法第二百五十二条の 二十二第一項の中核 市の地方教育行政の 組織及び運営に關す る法律（昭和三十一年	都道府県の議会及び 知事	都道府県教育委員会	都道府県の人事委員 会	都道府県知事に	都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	都道府県教育委員会

第七條の二 (法第四十七條の四第一項の政令で定める事務)
 法第四十七條の四第一項の政令で定める事務

(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)

第七條の二 (法第四十七條の五第一項の政令で定める事務)
 法第四十七條の五第一項の政令で定める事務

附則第二十項	第五十八條の第三項	第五十八條の第三項	第五十八條の第三項	第五十一條の二	第四十九條の第二項	第四項
人事委員会規則	地方公共団体の長	地方公共団体の長	任命権者	人事委員会	人事委員会	
任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則	都道府県知事	都道府県知事	都道府県教育委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会	員会

- は、次に掲げるものとする。
- 一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務
 - 二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

（共同学校事務室の室長及び職員）

第七條の三 市町村の教育委員会は、法第四十七條の四第四項の規定により共同学校事務室の室長及び職員に対象学校の事務職員をもつて充てようとする場合において、当該事務職員が県費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならぬ。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てるときも、同様とする。

- は、次に掲げるものとする。
- 一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務
 - 二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

（共同学校事務室の室長及び職員）

第七條の三 市町村の教育委員会は、法第四十七條の五第四項の規定により共同学校事務室の室長及び職員に対象学校の事務職員をもつて充てようとする場合において、当該事務職員が県費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならぬ。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てるときも、同様とする。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第四条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第九条（略）</p>	<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一 換算しようとする教職員の数 二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計</p>

2

法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において単に「講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第十七条第二項の政令で定める者）
第十條 法第十七条第二項の政令で定める者は、次に掲げる講師（地方公務員法第二十二條の二第一項

第一号に掲げる者に限る。）とする。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七條の三第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三條第一項の初任者研修を実施するために配置される講師

二 前号に掲げる者のほか、市（指定都市を除く。）町村における学校教育の振興を目的として配置される講師のうち当該都道府県における教職員の配

2

数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師）
第十條 法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七條の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三條第一項の初任者研修を実施するために配置される非常勤の講師

二 前号に掲げるもののほか、市（指定都市を除く。）町村における学校教育の振興を目的として配置される非常勤の講師のうち当該都道府県における教職員の配

三 置の適正化を図ることを目的とし、ないもの
前二号に掲げる者、のほか、その配置の目的等を考
慮して文部科学大臣が定める講師

三 置の適正化を図ることを目的とし、ないもの
前二号に掲げるもの、のほか、その配置の目的等を考
慮して文部科学大臣が定める非常勤の講師

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第五条 関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第三条（略）</p>	<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。） 。実習助手又は事務職員 の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員 の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。 一 換算しようとする教職員の数 二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは、一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる</p>

2

法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において単に「講師」という。）の数の換算する場合においては、

公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数の換算するものとする。

一 換算しようとする教諭等の数

二 講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第二十三条第二項の政令で定める者）
第四条 法第二十三条第二項の政令で定める者は、次に掲げる講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限る。）とする。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の三第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置される講師

二 前号に掲げる者のほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める講師

2

。次項において同じ。）
法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数の換算する場合においては、

公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数の換算するものとする。

一 換算しようとする教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第二十三条第二項の政令で定める非常勤の講師）
第四条 法第二十三条第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置される非常勤の講師

二 前号に掲げるもののほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める非常勤の講師

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員的身分等） 第十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条から第二十二条の三までの規定は、適用しない。</p> <p>4 8 （略）</p>	<p>（派遣職員的身分等） 第十七条 法第三十一条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣される職員（以下この条及び次条において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。</p> <p>2 派遣職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の定数の外に置くものとする。</p> <p>3 派遣職員は、任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条から第二十二条 までの規定は、適用しない。</p> <p>4 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、派遣職員をその意に反して降任し、休職し、又は免職することができない。</p> <p>5 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十九条第一項の規定にかかわらず、派遣職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができない。</p> <p>6 派遣職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十八条第一号及び第八十二条第一項第二号並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十二条第一号及び第四十六条第一号の規定の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての職務を国又は指定公共機関の職員としての職務</p>

とみなす。

7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）」とあるのは、「この法律若しくは国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくは市町村の規則若しくは条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とする。

8 派遣職員は、派遣の期間が終了したとき、又は派遣をした指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の身分を失ったときは、同時に派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を失うものとする。

○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（第六条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員の身分等） 第四十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条から第二十二條の三までの規定は、適用しない。</p> <p>4 8 （略）</p>	<p>（派遣職員の身分等） 第四十一条 法第五十五条の規定により関係行政機関から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。</p> <p>2 派遣職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の定数の外に置くものとする。</p> <p>3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条から第二十二條 までの規定は、適用しない。</p> <p>4 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、派遣職員をその意に反して降任し、休職し、又は免職することができない。</p> <p>5 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十九条第一項の規定にかかわらず、派遣職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができない。</p> <p>6 派遣職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十八条第一号及び第八十二条第一項第二号並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十二条第一号及び第四十六条第一号の規定の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての職務を国の職員としての職務とみなす。</p> <p>7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項第一</p>

改正案	現行
<p>（総合教育政策局の所掌事務） 第四条（略） 一〇十一（略）</p>	<p>（総合教育政策局の所掌事務） 第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の施行に関する事務の総括に関すること。 三 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。 四 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。 五 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。 六 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 七 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。 八 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 九 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。 十 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること

十二 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の五に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。
十三（略）

十一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育（以下この条及び第二十六条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十二 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。
十三 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関するものを除く。）。
十四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。
十五 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。
十六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。
十七 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。

-
- 十八 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。
- 二十三 社会教育のための補助に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十四 公立及び私立の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十五 公立の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十六 学校図書館に関すること。
- 二十七 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 二十八 社会教育としての通信教育に関すること。
- 二十九 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。
-

- 三十一 家庭教育の支援に関すること。
- 三十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 三十三 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三十四 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 三十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十六 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、国際理解教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十七 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三十八 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 三十九 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。
- 四十 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関すること。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第八条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（略） 第七十三 条第一項</p>	<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第四百五十條、第四百五十二條（第一項第一号を除く。）、第四百五十四條から第四百五十八條まで、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條から第四百六十五條の八まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の七まで、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の七まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條及び第七十三條の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略） 次の</p>	<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第四百五十條、第四百五十二條（第一項第一号を除く。）、第四百五十四條から第四百五十八條まで、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條から第四百六十五條の八まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の七まで、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の七まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條及び第七十三條の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>（略） 合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「</p>	<p>（略） 合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「</p>	<p>（略） 第七十三 条第一項</p>	<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第四百五十條、第四百五十二條（第一項第一号を除く。）、第四百五十四條から第四百五十八條まで、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條から第四百六十五條の八まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の七まで、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の七まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條及び第七十三條の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>（略） 次の</p>	<p>（略） 合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「</p>	<p>（略） 合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「</p>	<p>（略） 合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「</p>

(略)

(略)

合併特別区の長等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む會計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当)が支給されている場合には、これらの手当を除く。この一の會計年度当たり額の相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「合併特別区の長等の基準給与年額」という。)に、次の

同項

市町村の合併の特

合併特別区の長等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む會計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当)が支給されている場合には、これらの手当を除く。この一の會計年度当たり額の相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「合併特別区の長等の基準給与年額」という。)に、次の

<p>第一百七十三 条第一項第 一号</p>	<p>地方警務官（警察 法第五十六条第一 項に規定する地方 警務官をいう。以 下この項及び次項 各号において同じ 。）以外の普通地 方公共団体の長等 普通地方公共団 体から地方自治法 第二百四十三条の 二第一項の損害を 賠償する責任（以 下この条において 「普通地方公共団 体の長等の損害賠 償責任」という。 ）の原因となつた 行為を行つた日お 含む会計年度にお</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>二 合併特例区の長</p>		(略)	(略)	(略)	
<p>第一百七十三 条第一項第 一号</p>	<p>地方警務官（警察 法第五十六条第一 項に規定する地方 警務官をいう。以 下この項及び次項 各号において同じ 。）以外の普通地 方公共団体の長等 普通地方公共団 体から地方自治法 第二百四十三条の 二第一項の損害を 賠償する責任（以 下この条において 「普通地方公共団 体の長等の損害賠 償責任」という。 ）の原因となつた 行為を行つた日お 含む会計年度にお</p>	<p>当該各号に定める の長等</p>	<p>普通地方公共団体 の長等（</p>	<p>普通地方公共団体 の長等（</p>	
<p>二 合併特例区の長</p>		<p>それぞれ次に定め る数を乗じて得た</p>	<p>合併特例区の長等</p>	<p>合併特例区の長等</p>	<p>例に関する法律第 四十七条において 準用する地方自治 法第二百四十三条 の二第一項</p>

2

(略)

(略)

(略)

2

(略)

(略)

(略)

法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する合併特別区規則を制定した場合について準用する。

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（附則第二項関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案		現 行
附 則	附 則	附 則
<p>（平成二十九年年度における標準的な規模の収入の額の特例） 第十一条（略）</p>		<p>（平成二十九年年度における標準的な規模の収入の額の特例） 第十一条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九 条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた 平成二十九年年度における平成三十一年地方税法施行令等 改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定によ る額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は 、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	第一号イ
(略)	(略)	同法第十四条
(略)	(略)	<p>地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定によ</p>

(略)	
(略)	
から同条	
<p>時交付金（道府県民税所得割臨 をいう。第三号において同じ 交付するものとして交付金 の規定により指定都市に對し 百二十六号）附則第七条の四 税法（昭和二十五年法律第二 分課税所得割交付金（地方 十四條の規定により算定した に読替後の地方交付税法第 十四條の規定により算定した 分課税所得割交付金（地方 税法（昭和二十五年法律第二 百二十六号）附則第七条の四 の規定により指定都市に對し 交付するものとして交付金 をいう。第三号において同じ ）及び道府県民税所得割臨 時交付金（地方税法及び航空</p>	<p>る改正前の地方特例交付金等 の地方財政の特別措置に關す る法律（平成十一年法律第十 七号）第八条第一項及び地方 税法等の一部を改正する等の 法律（平成二十八年法律第十 三号。以下イにおいて「平成 二十八年地方税法等改正法」 という。）第九条の規定によ る廃止前の地方法人特別税等 に關する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十 九條の規定により読み替えら れた平成二十八年地方税法等 改正法附則第三十七條の規定 による改正前の地方交付税法 第十四條（以下この條におい て「読替後の地方交付税法 第十四條」という。）</p>

(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第一号ロ					
同条	昭和三十二年法律第二十六号	地方税法（昭和三十二年法律第二十六号）	地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税
読替え後の地方交付税法第十四条		地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
					機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次の号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

第五号	(略)			(略)			(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方自治法 施行令(昭	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方交付税法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第五号	第四号			第三号			第二号		
	及び地方揮 発油譲与税	同条	同法第十四 条	及び石油ガ ス譲与税	同条	同法第十四 条	合算額	から	同法第十四 条
地方自治法 施行令(昭	、地方揮発油譲与税及び交通 安全対策特別交付金	読替後の地方交付税法第十 四条	読替後の地方交付税法第十 四条	、石油ガス譲与税、交通安全 対策特別交付金、分離課税所 得割交付金及び道府県民税所 得割臨時交付金	読替後の地方交付税法第十 四条	読替後の地方交付税法第十 四条	合算額から特定交付見込額を 控除した額	に特定交付見込額を加算した 額から	読替後の地方交付税法第十 四条
地方交付税法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政									

(略)	和二十二年 政令第十六 号)
(略)	令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令

基準財政収 入額	和二十二年 政令第十六 号)
第二項	令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令

(略)	(平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 第十二条 (略)		
(略)		(略)	
(略)		(略)	

第一号イ 第十四条	(平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例) 第十二条 平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九 条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた 平成三十年度における平成三十一年度地方税法施行令等改 正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による 額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
附則第七条の二及び第七条の 三の規定の適用がないものと した場合における地方交付税 法等の一部を改正する法律（ 平成三十一年法律第五号）第 三条の規定による改正前の地 方特例交付金等の地方財政の		及び地方揮 発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通 安全対策特別交付金

(略)	
(略)	
から同条	
<p>機燃料譲与税法の一部を改正 時交付金（道府県民税所得割 及び道府県民税所得割 ）。及び道府県民税所得割 をいう。第三号において同じ 税に係る所得割に係る交付金 交付するものとして指定都市 の規定により指定都市に對し 百二十六号）附則第七条の四 税法（昭和二十五年法律第二 分課税所得割交付金（地方 十四條の規定により算定した に読替後の地方交付税法第 から同条</p>	<p>特別措置に関する法律（平成 十一年法律第十七号）第八條 第一項及び地方税法等の一部 を改正する等の法律（平成二 十八年法律第十三号。以下イ において「平成二十八年地方 税法等改正法」という。）第 九條の規定による廃止前の地 方法人特別税等に関する暫定 措置法（平成二十年法律第二 十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた平成二十 八年地方税法等改正法附則第 三十七條の規定による改正前 の地方交付税法第十四條（以 下の条において「読替え後 の地方交付税法第十四條」と いう。）</p>

(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第二号	第一号ロ					
同法第十四	同条	昭和三十五年法律第二百二十六号	地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)	地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税
読替え後の地方交付税法第十	読替え後の地方交付税法第十		地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
						する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

第五号	(略)			(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
地方自治法 施行令(和 二十二政令	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
地方交付税法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政 令の整理に関する政令(平成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第五号	第四号			第三号					
	及び地方揮 発油譲与税	同条	同法第十四 条	及び石油ガ ス譲与税	同条	同法第十四 条	合算額	から	条
地方自治法 施行令(昭 和二十二政令	、地方揮発油譲与税及び交通 安全対策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十 四条	読替え後の地方交付税法第十 四条	、石油ガス譲与税、交通安全 対策特別交付金、分離課税所 得割交付金及び道府県民税所 得割臨時交付金	読替え後の地方交付税法第十 四条	読替え後の地方交付税法第十 四条	合算額から特定交付見込額を 控除した額	に特定交付見込額を加算した 額から	四条
地方交付税法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政 令の整理に関する政令(平成									

(略)	(略)	第十六号)
(略)	(略)	<p>三十一年政令第九十号) 第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第六十一号) 第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。) 第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>

基準財政収入額	第二項	政令第十六号)
<p>基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する</p>	<p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第二項</p>	<p>三十一年政令第九十号) 第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特
例)
第十三条 (略)

第一号イ	第十四条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特
例)
第十三条 平成三十一年度における第十三条の規定による
額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の
上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特</p>	<p>算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
---	---

<p>及び地方揮 発油譲与税 安全対策特別交付金</p>	<p>、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
--------------------------------------	-------------------------------

(略)	(略)	
(略)	(略)	

及び航空機燃料譲与税	から同条	
、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	に読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下「交付見込額」という。）を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条	別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「イ」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下「この条」という。）の地方交付税法第十四条（以下「イ」という。）

(略)		(略)			(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三号		第二号			第一号口				
同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条	昭和三十二年法律第二十六号	地方税法（昭和三十二年法律第二十六号）	地方交付税法第十四条	合算額
読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条		地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額

第五号	(略)			(略)
	(略)	(略)	(略)	
地方自治法 施行令(昭和二十二年 政令第十六号)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第六十号)附則第三項の規定による改正前の地方特別交付金等の法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七條の四の規定により読み替えられた同令	(略)	(略)	(略)	(略)

第五号	第四号			及び森林環境譲与税
	及び森林環境譲与税	同条	同法第十四条	
地方自治法 施行令(昭和二十二年 政令第十六号)	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七條の四の規定により読み替えられた同令	地方特別交付金等の法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条の規定により読み替えられた			

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(平成三十二年以後における標準的な規模の収入の額の特例)
第十四条 (略)

第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交</p>	<p>及及び森林環境譲与税 全対策特別交付金</p>	<p>基準財政収入額 、森林環境譲与税及び交通安全</p>	<p>第二項 地方自治法施行令第二百十條の十二第二項</p>

(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

第一号ロ				
地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税		から同条
読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	法第十四条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の規定により指定都市に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

(略)	(略)			(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四号	第三号			第二号				
同法第十四条	及び森林環境譲与税	同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条	昭和三十五年法律第二百二十六号
読替後の地方交付税法第十四条	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方税法（地方税法）

		第五号			
(略)	(略)	(略)	地方自治法 施行令(昭和 二十二政 令第十六号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	(略)	(略)

		第五号			
及び森林環	基準財政収入額	第二項	地方自治法 施行令(昭 和二十二政 令第十六号	及び森林環 境譲与税	同条
、森林環境譲与税及び交通安全	基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。)	地方自治法施行令第二百十條の十二第二項	地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	、森林環境譲与税及び交通安全 全対策特別交付金	読替後の地方交付税法第十四条

境讓与税

全对策特別交付金

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）（附則第三項関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（特別区財政調整交付金の特例） 第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特別交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特別交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特別交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。</p>	<p>（特別区財政調整交付金の特例） 第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特別交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特別交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特別交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。</p>